

# ごみの野外焼却（野焼き）は 法律で禁止されています

法律で認められた焼却設備を使用しないで、ドラム缶や一斗缶を使用したり、地面に穴を掘った等の状態でごみを焼却することを野焼きといいます。

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部例外を除き禁止され、違反すると5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられる場合があります。

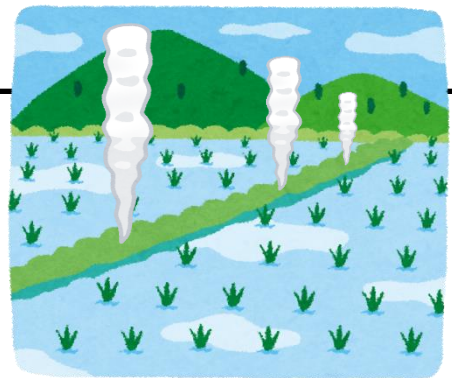
## 例外として認められるものの例

○ 農業等を営むために行うあぜ草やわらの焼却

○ 落ち葉や枝打ちをした枝の軽微なたき火

○ 「三九郎」(どんど焼き)等風俗習慣上など地域の行事

○ 火災・風水害等や災害の予防・復旧のために必要な場合 など



# 注意

ただし、例外的に認められている場合であっても

煙に対する感じ方は、人によって違います。  
ご近所の迷惑にならないようにしましょう。

○ 風向きや時間帯を考慮しましょう。

○ 草木等は良く乾かし、なるべく煙が出ないように配慮しましょう。

○ 火災の発生には十分注意しましょう。

